

◇ 川崎市交通局営業所管理委託に係る評価委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 市バス営業所の管理委託について、その実施状況を的確に把握し、安全運行、サービス水準の確保・向上などの観点から受託事業者の事業運営について、評価を行うため、川崎市交通局営業所管理委託に係る評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会の任務は次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 管理委託業務の実施状況についての評価
- (2) 管理委託業務に関する改善事項等の提言
- (3) その他上記各号に付随する事項

(組織)

第3条 委員会は、学識経験者、市民の代表など10名以内の委員をもって組織し、交通局長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長の指名する委員とする。

3 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。

4 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開催することができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 会議は、原則公開とする。

(委員の責務)

第7条 委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は交通局自動車部管理課において行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年8月12日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初の委員会は、交通局長が招集する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。